

大津町における宿泊税の検討に関するアンケート調査票

大津町では、「宿泊税」の導入について検討を行っており、町内で宿泊業を営む事業者様のご意見をお聞きするものです。お手数ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【宿泊税とは】

宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する方に対して課税するもので、各自治体が独自に実施する地方税です。税に関する制度や使い道などは条例で定めます。

(例) 長崎市の宿泊税制度

金 額：宿泊料金が1万円未満であれば100円、1万円以上2万円未満であれば200円、2万円以上であれば、500円を課税

使い道：利便性・満足度・訪問意欲の向上など、訪れる方への還元につながる事業に活用

なお、このアンケート調査結果は、大津町における宿泊税の検討のみに使用し、他の目的には使用いたしません。また、集計資料などを公表することがございますが、個々の回答者が判別できるような表現はいたしません。

なお、お忙しい中大変申し訳ありませんが、回答期限は、令和7年10月10日（金）とさせていただきます。何卒ご回答にご協力をよろしくお願いいたします。

選択肢からご回答をお選びいただく設問につきましては、選択肢の数字を○で囲んでいただくようお願いいたします。

1 貴施設についてお伺いいたします。

(1) 貴施設の種別についてご記入ください。

1. ホテル 2. 旅館 3. 簡易宿泊所（ゲストハウスを含む）
4. 住宅宿泊事業を行う届け出住宅 5. その他（ ）

(2) 貴施設の総客室数と総床数についてご記入ください。

- ・ 総客室数（ 部屋）
- ・ 総床数（ 床）

(3) 貴施設における、下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で区分ごとの令和6（2024）年度の延べ宿泊者数についてお答えください。

※宿泊料金は、素泊まり料金とサービス料です。（食事代や消費税等は含みません）

※宿泊料金につきましては、年間平均など把握できる範囲でご記入ください。

宿泊料金（1人1泊当）	該当する部屋の有無	令和6（2024）年度の延べ宿泊者数
7,000円未満	有・無	人
7,000円以上10,000円未満	有・無	人
10,000円以上15,000円未満	有・無	人
15,000円以上20,000円未満	有・無	人
20,000円以上	有・無	人

(4) 貴施設の宿泊予約をどのようにしているかお答えください(複数選択可)

1. 自社ホームページ
2. 旅行代理店
3. オンライン旅行代理店 (OTA)
4. その他 ()

(5) ((4) で3と回答した方のみお答えください。) 利用している OTA をご記入ください。

--

※ 次ページ以降にも設問がございます。

2 大津町における宿泊者への取り組みについて、必要性和高いと思うものを教えてください。

(3つまで選択可)

項 目	具体的な取り組み
1. 駅周辺の機能強化や活性化	町の顔となる駅や駅周辺の機能強化・魅力化、飲食店や休憩スペースなど来訪者が楽しめる場の創出・充実化 など 例えば (ご意見があれば記入願います)
2. 観光地やイベントの魅力向上	観光地やイベントの充実・強化、体験型観光やテーマ性がある観光プランの創出、自然や文化財、伝統行事の保護・磨き上げ など 例えば (ご意見があれば記入願います)
3. 観光プロモーションの充実・強化	宿場町・宿泊地としての大津町の魅力などを伝える多様なプロモーションの実施 など 例えば (ご意見があれば記入願います)
4. 来訪者への分かりやすい情報提供の充実・強化 (町内における受入環境の向上)	町内の案内サイン・多言語標記の充実、来訪者への案内体制の整備 (飲食店等を案内するパンフレットの作成等) など 例えば (ご意見があれば記入願います)
5. 移動のしやすさの充実・強化	宿泊施設・交通拠点・観光施設間の交通アクセスの充実、交通渋滞の緩和、公共交通の利用による周遊促進 など 例えば (ご意見があれば記入願います)
6. スポーツのまちとしての機能強化・魅力向上	スポーツ施設の機能強化 (空調設備の導入、駐車場の増設等)、スポーツイベントの開催 など 例えば (ご意見があれば記入願います)
7. その他	例えば (ご意見があれば記入願います)

(5) 宿泊税の導入後も、その使途や制度については、定期的に見直していくことを想定しております。

宿泊税の見直しは、何年ごとに行うのがよいでしょうか。ご意見をお聞かせください。

(他団体の例としては、5年ごとに見直す団体や、初回のみ3年で見直し、その後は5年ごとに見直す団体などがございます。)

--

4 宿泊税を導入している自治体を参考に、宿泊税の制度についてお伺いいたします。

(1) 他都市の宿泊税においては、宿泊料金により税額が異なる場合があります。

このことについて、ご意見をお聞かせください。

1. 宿泊料金によらず同じ税額のほうがよい
2. 宿泊料金により税額を区分したほうがよい
3. わからない(何とも言えない)
4. その他()

(2) (1) について、そのような回答した理由はなぜでしょうか。理由をお聞かせください。

--

(3) 他都市の宿泊税においては、宿泊料金が一定金額に満たない場合や修学旅行に参加する学生・引率者については、課税免除とする場合があります。このことについてご意見をお聞かせください。

1. 課税免除を設けないがよい
2. 宿泊料金が一定金額に満たない場合は課税免除したほうがよい
3. 修学旅行へ課税免除を設けたがよい
4. わからない(何とも言えない)
5. その他()

(4) (3) について、そのような回答した理由はなぜでしょうか。理由をお聞かせください。

--

5 貴施設の宿泊者について、所感で構いませんのでおおよその割合をご記入ください。

(1) 宿泊の目的

観光 (割)、ビジネス (割)、スポーツ (割)、その他 (割)

(2) 自動車の使用割合

自動車 (レンタカーを含む) (割)

(3) 外国人の宿泊割合

外国人 (割)

※不明の場合は記入されなくてもかまいません。

6 その他ご意見などがありましたらご自由にお書きください。

--

7 ご回答いただいた方についてご記入ください。

ご回答いただきました内容について、お問い合わせをすることがあります。お手数ですが、貴施設名、ご担当者名、ご連絡先をご記入ください、

貴施設名	
ご担当者名	
ご連絡先	電話番号： メールアドレス：

ご協力ありがとうございました。